

公益社団法人日本ホッケー協会 寄附金取扱規程

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「本協会」という。）が個人又は団体から受領する寄附金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協会が受領する寄附金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般寄付金：寄附者から使途が特定されていない寄附金

(2) 特定寄附金：使途が特定された次に掲げる寄附金

① 寄附者から使途が特定された寄附金

② 本協会があらかじめ使途を特定して募集する寄附金

(3) クラウドファンディングによる寄附金：特定の目的を達成するため、当該目的に賛同いただいた方から資金を調達する行為（以下「クラウドファンディング」という。）によって、本協会が取得した資金

2 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集)

第3条 寄附金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般寄附金：本協会は、常時一般寄附金を募ることができるものとし、本協会が指定する方法により寄附の申し込みを受け付けることとする。

(2) 特定寄附金：

① 寄附者から使途が特定された寄附金は、本協会が指定する方法により寄附の申し込みを受け付けることとする。

② 本協会が、特定寄附金を募集するときは、募集総額及び募集期間（上限及び期限を定めないことができるものとする。）並びに募集対象、募集理由、次条に規定する使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金趣意書（募金目論見書）」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(3) クラウドファンディング：

本協会は、事業を達成するために、クラウドファンディングを行うことができるものとする。募集する前に、目的事業、目標金額、募集金額、募集期間、委託業者等を理事会へ報告し承認を得なければならない。

(寄附金の使途)

第4条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使

用し、その残額を法人会計（管理費）に配賦することができる。

2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

3 特定寄附金及びクラウドファンディングによる寄附金は、申込時又は募集時に寄附者又は本協会が特定した用途にのみ使用するものとする。なお、前条（2）号②又はクラウドファンディングにより募集する寄附金は、適正な募集経費を控除した残金の総額を本協会が特定した用途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

4 特定寄附金又はクラウドファンディングにより用途を定めて募集した寄附金であっても、本協会が正当な理由により当該用途のために使用できない場合は、一般寄附金として扱うことができる。ただし、この場合、本協会は、募集趣意書又は募集要項に一般寄附金として扱われる場合があることを明らかにしなければならない。

（寄附金受入の制限）

第5条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはその恐れがあるときは、当該寄附金の受領を辞退し、又は受領した寄附金を返還しなければならない。

- （1）法律に抵触するとき
- （2）本協会の業務遂行上、支障があると認められるとき
- （3）本協会が受け入れることが社会通念上不適切と認められるとき
- （4）反社会的勢力又は反社会的勢力に関係する者からの寄附と認められるとき
- （5）寄附金の受け入れに起因して、本協会に著しく資金負担が生ずる場合

（寄附金募集趣意書の交付）

第6条 本協会が特定寄附金を募集するときは、寄附金募集趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2. 前項にかかわらず、本協会のホームページにおいて寄附金募集趣意書を公開することで、その事前交付に代えることができる。
3. 本協会がクラウドファンディングを実施するときには、目的事業、目標金額、募集金額、募集期間、募金に対する返礼の有無及び内容その他必要な事項を公開するものとする。

（受領書等の送付）

第7条 本協会が寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書及び礼状を寄附者に送付するものとする。

2. 前項の受領書には、本協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。
3. 本協会によるクラウドファンディングの結果、募集時に公開した募金に対す

る返礼の条件を満たしたときは、本協会は、遅滞なく寄附者に対して当該返礼を行うものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 本協会は、特定寄附金及びクラウドファンディングによる寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を速やかに寄附者に交付するものとする。

2. 前項にかかわらず、本協会ホームページ又はクラウドファンディングを実施したウェブサイトにおいて、前項の収支決算書及び報告書を公開することで、寄附者への交付に代えることができる。

(情報公開)

第9条 本協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、本協会の「個人情報等保護規程」に基づき、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、令和5年8月22日から施行する。(令和5年8月22日理事会決議)